

定款

⊕ 戸田互業株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は戸田工業株式会社と称し、英文名は TODA KOGYO CORP. と称する。

(目的)

第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。

1. 機能性顔料、電子素材の製造、売買および輸出入
2. 前号を応用、加工した各種製品の製造、売買および輸出入
3. 前2号に関する装置の設計製作、売買および輸出入
4. 産業廃棄物の処理およびその再生品の販売
5. 労働者派遣事業
6. 不動産の賃貸
7. 電気、蒸気、その他ユーティリティの供給および販売
8. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を広島市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,930万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

2. 当社の単元未満株式を有する株主は、単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第7条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しない時はこの限りではない。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。
- 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2. 前項のほか、必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は毎事業年度の終了日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集する。

2. 前項のほか、必要ある場合は臨時株主総会を招集する。
3. 当会社の株主総会は、広島県内または東京都区内において招集する。

(招集者および議長)

- 第12条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は法令に別段の定めある場合を除く外出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれをなすものとする。
2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第16条 株主総会の議事については議事録を作成するものとする。
2. 議事録には議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席取締役がこれに記名押印する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(定員)

第18条 当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名以内を置く。

2. 当社は監査等委員である取締役4名以内を置く。

(選任および解任の方法)

第19条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任し、または解任する。

2. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については累積投票によらない。

4. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会)

第21条 取締役会を招集するには、会日から3日前までに各取締役に対し、その通知を発しなければならない。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 取締役社長は取締役会を招集し、その議長となる。
3. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

(代表取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

(決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(議事録)

第25条 取締役会の決議については議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長および出席した取締役は記名押印する。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の定める限度において免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づいて限定できる責任の限度は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額までとする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第28条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、監査等委員会の決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会)

第30条 監査等委員会を招集するには、会日から3日前までに各監査等委員に対し、その通知を発しなければならない。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(議事録)

第32条 監査等委員会の決議については議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長および出席した監査等委員は記名押印する。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第33条 当社は会計監査人を置く。

(選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の定める限度において免除することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等に関する決定機関)

第39条 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前二項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
4. 剰余金の配当は、基準日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(配当金等の除斥期間)

第41条 配当財産（中間配当金を含む。）が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第89期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第2条 変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
 3. 本附則第2条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

令和4年6月28日 株主総会決議に基づくもの